

鳥取市企業立地促進要綱

鳥取市企業立地促進要綱（平成29年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、企業の立地を促進し、産業構造の高度化、雇用機会の拡大、市民所得の向上及び連携中枢都市圏の経済振興を図るため、工場、事業所、研究所又は研修所等（以下「工場等」という。）を新設、又は増設する企業に対し、予算の範囲内において、投資の軽減措置及び鳥取市企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うものとし、当該補助金の交付に関しては、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）新設 本市に工場等を有しない者が本市に工場等を設置すること又は本市に工場等を有する者が異なる事業の用に供する工場等若しくは機械設備を設置することをいう。
- （2）増設 本市に工場等を有する者が、当該工場等に係る事業の規模の拡大を目的として新たに工場等又は機械設備を設置することをいう。
- （3）投下固定資産額 次に掲げる経費から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の合計をいう。
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産（市長が別に定める期間に取得したものに限る。）の取得に要する費用の額
 - イ 工場等の新設又は増設に必要な費用の額として市長が別に定める費用の額
 - ウ 新增設事業の実施に伴い、住環境や福利厚生を目的とした社宅等（新增設を行う者が、主に自ら雇用する労働者を居住又は利用させることを目的に設置及び保有する建物をいう。）の整備等に要する額として市長が別に定める費用の額（ただし、新增設事業が社宅等の整備等のみとなる場合の費用を除く。）
 - エ 新增設事業の実施に伴い、ソフトウェア等の取得等に要する額として市長が別に定める費用の額（ただし、新增設事業がソフトウェア等の取得等のみとなる場合の費用を除く。）
- （4）賃借料 投下固定資産額の対象となりうる土地、家屋（鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱（平成15年12月15日制定）に基づく事務所の賃借料に係る補助金の対象となるものを除く。）及び償却資産の賃借に要する費用（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。）の合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。
- （5）投資額 工場等の新設又は増設に伴う投下固定資産額と当該新設又は増設に伴う契約日から5年間の賃借料との合計額をいう。
- （6）市税等 市税、下水道使用料又は下水道受益者負担金をいう。
- （7）常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のう

- ち、鳥取県内に住所を有するものをいう。ただし、雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当する者を除く。
- (8) 正規雇用者 常用雇用者のうち、雇用期間の定めのない雇用者であって、労働者の時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同程度であるものをいう。
- (9) 所定内賃金 企業から常用雇用者に支給される賃金のうち、基本給及び各種手当をいう。
- (10) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者及び同条5項に規定する小規模事業者をいう。
- (11) 同族企業 補助対象企業と密接な関係を持つ、次に掲げる企業をいう。
- ア 補助対象企業と代表取締役が同じ企業
 - イ 50%を超える議決権を保有する者が補助対象企業と同じ構成である企業
 - ウ 取締役の構成が補助対象企業とほぼ同じ構成である企業
- (12) 関連企業 補助対象企業と次のいずれかに該当する資本関係がある企業をいう。
- ア 50%を越える議決権を保有する企業、又は保有される企業
 - イ 補助対象企業とともに同一の企業に50%を越える議決権を保有されている企業
 - ウ 50%を越える議決権を有する株主の構成が同じである企業
- (13) 人・農地プラン 農業者が話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方等を明確化し、本市の地域ごとで公表されているものをいう。
- (14) 雇用維持 事業主都合による従業員の解雇、雇止め又は契約解除を行っていないことをいう。
- (15) データセンター 通信回線及び電子計算機等を用いて行う、次に掲げるものをいう。
- ア 顧客が提供するデータの集約的な保管及び管理（顧客のためのデータの処理、システムの構築又は顧客が行う情報処理に対する支援を含む。）等を行うもの
 - イ 委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機等の管理及び保守等を行うもの
 - ウ 自己が保有するデータの集約的な保管及び管理等を行うもの

（投資の軽減措置）

第3条 本市が取得し、又は造成する工業団地において、当該団地内の幹線道路（構造物を含む。）の築造に要する経費は、予算の範囲内において本市が負担するものとする。

（補助対象企業の指定）

第4条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たす工場等を新設又は増設しようとする企業について、補助金を交付することのできる企業として指定するものとする。この場合において、関連企業2社以上で工場等の新增設を行う場合は、合算で要件を満たすことができるものとする。

- (1) 別表1第1欄若しくは別表2第1欄に掲げるいずれかの業種を営む企業又は別表3第1欄に掲げるいずれかを行う企業により行われる事業であって、その区分に応じ、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 別表1第3欄又は別表3第3欄に掲げる雇用要件及び別表1第5欄又は別表3第4欄に掲げる投資額要件を満たすものであること。ただし、新設又は増設前の常用雇用者の総数

のうち、新設又は増設に係る事業に従事させる目的で指定申請日前に常用雇用者を雇い入れた場合は、市長が認める期間内に雇い入れた常用雇用者の人数を除くことができるものとする。

イ 別表2第3欄に掲げる所定内賃金増加要件、同表第4欄に掲げる所定内賃金総額の維持要件及び同表第5欄に掲げる投資額要件を満たすものであること。

(2) 本市域内の土地に新設され、又は増設されるものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の当該土地に関する法令等に違反していないこと。

(3) 環境の保全について適切な措置が講じられるものであること。

(4) 認定を受けようとする事業の計画が継続かつ安定して操業できるものとして認められるものであること。

(5) 市税等の滞納がないこと。

(6) 補助対象事業の区分に応じ、別表1第8欄又は別表3第7欄に定める指定回数を超えていないこと。

(7) 投資額に同族企業又は関連企業間で生じた土地、建物又は中古の機械設備に関する費用が含まれていないこと。

(8) 別表1第1欄に掲げる農業を営む企業により行われる事業にあつては、次の要件全てに該当すること。

ア 利用する農地の面積が3,000平方メートル以上であること。

イ 実施計画を策定していること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 農業生産に係る新技術（農林水産省が定める「スマート農業技術カタログ」に掲載等）の活用を行うこと。

(イ) 販路の確保に当たって、地域商社とつとりを活用すること。

(ウ) 栽培した農産物を海外へ輸出すること。

(エ) 栽培した農産物を自社で加工を行い、又は市内企業を利用し加工を行うこと。

(オ) 人・農地プランの中心経営体に位置づけられていること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、当該工場等の建設計画が明らかになったときは、速やかに次に掲げる書面を添付のうえ、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、関連企業2社以上で当該工場等の新增設を行う場合は、連名で申請をしなければならない。

(1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面（同族企業又は関連企業から購入する機械設備がある場合は、価格が適正であることを示す書類）

(2) 定款の写し及び登記事項証明書の原本又は写し（取得後3か月以内のものに限る。）

(3) 決算書（最新決算年度分）

(4) 市税等納付状況確認同意書（申請時点で工場等を市内に有している者に限る。）

(5) 事業開始前の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し（増設の場合に限る。）

(6) 公共職業安定所が発行する照会区分が事業開始前の取得中及び事業開始予定日の前日から

起算して6月前から指定申請日までの間の喪失済の事業所別被保険者台帳
(7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書（様式第2号）により、当該企業に通知するものとする。

（補助対象企業の指定辞退の届出等）

第5条 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業辞退届（様式第3号）を鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写しを添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の新設若しくは増設を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなることが明らかになったとき（前号に該当する場合を除く。）。

2 市長は、前項の規定による鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業辞退届の提出があったときは、指定を取り消し、当該企業に通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第6条 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更申請書（様式第4号）を鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写しを添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表1、別表2及び別表3に掲げる事業の区分を変更したとき。
- (2) 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書に記載した投資額に2割を超える増減が生じたとき（前号に該当する場合、又は投資額を積算根拠とする補助金額がすでに上限に達している場合における補助金額に影響がない範囲での投資額の増減があった場合を除く。）。
- (3) 工場等の新增設に新たな関連企業が参加することになったとき。
- (4) 前3号に掲げる変更のほか、補助事業の効果に影響を及ぼす重要な変更

2 市長は、前項の規定による鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書に記載した指定の内容を変更したときは、鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更通知書（様式第5号）により、当該企業に通知するものとする。

（指定の取消）

第7条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の指定を受けたとき。
- (2) 操業開始予定日を約半年過ぎても、操業開始の見込みがないとき、又は操業開始後3年を経過した場合において操業を継続することが難しいと市長が判断したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業等に関し、法令等若しくは決定内容等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 天災地変その他補助金等の指定の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の指定の決定を取り消したときは、指定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる別表の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表1 別表1第2欄に掲げる事業区分に応じ、同表第6欄に従い算定した額(同表第4欄に掲げる限度額を上限とする。ただし、第2条第3号ウに係る投下固定資産額に対する補助金の額は2,000万円を上限とする。)及び同表第7欄に従い算定した額

(2) 別表2 別表2第2欄に掲げる事業区分に応じ、同表第6欄に従い算定した額(同表第7欄に掲げる限度額を上限とする。)

(3) 別表3 別表3第2欄に掲げる事業区分に応じ、同表第5欄に従い算定した額(同表第6欄に掲げる限度額を上限とする。)

(補助金の額算定の特例)

第9条 平成25年4月1日から平成28年9月30日までの間に鳥取市と協定を締結した企業で事業計画について市が事前に内諾している企業については、別表1第3欄に掲げる雇用者数の増が要件となっている事業区分で本市地域経済の発展に寄与するものであると市長が特に認める場合にあっては、投下固定資産額及び初年度賃借料に市長が別に定める率(ただし、投下固定資産額に対しては100分の5、初年度賃借料に対しては100分の25を限度とする。)を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)に増加した市内在住の常用雇用者数のうち、正規雇用者数に30万円を、正規雇用者でない常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額(4,500万円を限度とする。)を加えた額を前条で算定された額に加算して交付することができ、加算後の限度額は、3億円とする。

2 別表1第3欄に掲げる雇用者数の増が要件となっている事業区分について、事業の全部又は一部を鳥取市又は河原インター山手工業団地及び鳥取南インター布袋工業団地を除く鳥取市土地開発公社が保有する土地(以下「未利用地」という。)で行うために工場等を新設する場合(5,000㎡以上の未利用地の取得及び常用雇用者数が20人以上増加した場合に限る。)の補助金の額は、各号で算定される額の合計額とし、第2号及び第3号の合計額の上限は2億円とする。ただし、平成25年4月1日から平成28年9月30日までの間に鳥取市と協定を締結した企業で事業計画について市が事前に内諾している企業の第2号及び第3号の合計額の上限は、3億円とする。

(1) 未利用地の取得に係る投下固定資産額(土地に限る。)に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、三津工業用地、新津ノ井工業用地又はついのニュータウン工業用地を取得する場合その他市長が地域経済の活性化に寄与すると認める事業を伴う場合は100分の75を乗じて得た額を上限とする。

(2) 前号の投下固定資産額以外については、前条及び第1項により算定される額とする。

(3) 前条及び第1項により算定される額（第1項の投下固定資産額には、前2号に係る投下固定資産額は含まないものとする。）。

3 別表1第3欄に掲げる雇用者数の増が要件となっている事業区分について、鳥取市賃貸型工場設置補助金交付要綱（平成24年6月25日施行）の適用をうけて設置した賃貸工場を使用して行う事業の全部又は一部を未利用地又は若葉台用地で行う場合の補助金の額は、各号で算定される額の合計額とする。ただし、第2号及び第3号の合計額の上限は3億円とする。

(1) 未利用地部分の取得に係る投下固定資産額（土地に限る。）に次の表による補助率を乗じて得た額とする。

賃貸型工場の賃貸開始からの経過年数	補助率
賃貸開始から1年未満	100分の50
1年以上2年未満	100分の45
2年以上3年未満	100分の40
3年以上4年未満	100分の36
4年以上5年未満	100分の32
5年以上6年未満	100分の29
6年以上7年未満	100分の26
7年以上8年未満	100分の23
8年以上9年未満	100分の21
9年以上10年未満	100分の19
10年以上	0

(2) 前号の投下固定資産額以外については、前条及び第1項により算定される額とする。

(3) 前条及び第1項により算定される額（第1項の投下固定資産額には、前2号に係る投下固定資産額は含まないものとする。）。

4 別表3第1欄に掲げる事業（施設等を賃借して行う事業を除く。）のうち、事業の全部又は一部を未利用地で行うためにデータセンターを新設する場合（5,000㎡以上の未利用地を取得した場合に限る。）の補助金の額は、次の各号で算定される額の合計額とする。ただし、第2号の額の上限は2億円とする。

(1) 未利用地の取得に係る投下固定資産額（土地に限る。）に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、ついのニュータウン工業用地を取得する場合は100分の75を乗じて得た額を上限とする。

(2) 前号の投下固定資産額以外については、前条により算定される額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、別表1に掲げる区分の事業を行う場合は指定を受けた日から5年以内（ただし、投資額が1億円以上の場合は6年以内、投資額が10億円以上の場合は7年以内とする。）に、別表2に掲げる区分の事業を行う場合は指定を受けた日から起算して1年を経過する日以後かつ先端設備等導入計画の計画期間内に、別表3に掲げる区分の事業を行う場合は指定を受けた日から6年以内（ただし、投資額が10億円以上の場合は7

年以内とする。)に、次に掲げる書面を添付のうえ、市長に規則第4条に規定する申請をしなければならない。この場合において規則第4条第1号及び第2号に定める書類は、企業立地事業概要書(様式第6号)によるものとする。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類
 - (2) 投資額を証する書類
 - (3) 市税等納付状況確認同意書
 - (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者名簿及び就業規則の写し
 - (5) 公共職業安定所が発行する照会区分が取得中の事業所別被保険者台帳
 - (6) 事業開始後に新たに雇用した常用雇用の労働条件通知書又はこれに準ずるもの
 - (7) 付加価値額の増加を達成したことが確認できる書類(別表1第3欄に掲げる雇用要件「雇用維持+付加価値額4%/年の増加」の区分に該当する場合に限る。)
 - (8) 所定内賃金向上要件を達成したことが確認できる書類(別表2に掲げる事業区分の場合に限る。)
 - (9) 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写し
 - (10) 鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定変更通知書の写し(第6条第2項による通知を受けた場合に限る。)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 2社以上の関連企業が連名で指定を受けている場合、事業主体である1社が代表で規則第4条に規定する申請をするものとする。ただし、これにより難しい場合は、関連企業それぞれが規則第4条に規定する申請を行うことができる。
- 3 前項の場合において、関連企業それぞれの補助金額はそれぞれ第8条及び前条により算定された額を限度額とし、その額の和が第8条及び前条による限度額に達している場合は関連企業間で調整するものとする。
- 4 規則第5条による交付決定は、市税等の滞納がない企業に対してのみ行う。
- 5 本補助金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業とし、実績報告を要しないものとする。

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(完了届)

第12条 規則第10条の規定による完了届は要さないものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 本補助金の交付を受けようとする者は、本補助金の交付決定の通知の日の翌日から起算して15日以内に本補助金の交付の請求をしなければならない。

(状況報告等)

第14条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金交付通知の到達後3年間は、1年を経過するごとに、その日から30日以内に直近期の決算書又は直前月の試算表及び前年同期月の試算表を提出しなければならない。

（事業の継続）

第15条 補助事業者は、その交付を受けた日から7年間は、交付申請に係る事業を継続して営まなければならない。

2 前項に定める期間内に当該事業を休止又は廃止（倒産の場合は除く。以下同じ。）若しくは事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生ずるような著しい変更（以下「休止等」という。）をしようとするときは、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について事業休止（廃止・変更）届（様式第7号）により市長に届け出て、休止等に関する協議を行わなければならない。

（補助金等の返還）

第16条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第13条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第14条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

（1）本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。

（2）前条第1項に定める期間中に事業を休廃止する場合、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき。

（3）第9条第2項にかかる雇用計画について、正規雇用者数が半数に満たない場合など、認定計画の進捗が著しく図られていない場合。

2 前項の規定により補助金の全部又は一部について交付決定を取り消したときは、鳥取市企業立地促進補助金交付決定取消・返還通知書（様式第8号）により、補助事業者に対し、返還される旨を通知するものとする。

3 2社以上の関連企業が連名で指定を受け、そのうち1社が代表で補助金交付を受けた場合において、前項の規定により、補助金の全部又は一部について交付決定が取り消され、返還が生じた場合は、交付を受けた企業が返還義務を負うものとする。

（雑則）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の鳥取市企業立地促進要綱第4条の規定に基づき補助対象企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

別表1（第4条、第6条、第8条、第9条関係）

1 補助対象業種	2 補助対象事業区分	3 雇用要件	4 補助限度額	5 投資額要件	6 投資額を積算基礎とする補助内容	7 発注額を積算基礎とする補助内容	8 指定回数制限			
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場 自然科学研究所 職員教育施設・支援業 研究開発型事業	市内に事業所を有しない大企業による新増設	正規雇用者10人純増	2億円（ただし第7欄を除く。）	10億円以上	・投下固定資産額×10/100 ・初年度賃借料×50/100	・鳥取市に本社を置く企業への発注額（操業後3年間）×5/100（中小企業への発注の場合、補助率10/100）	平成28年10月1日以降に補助対象企業として指定された回数が10年間で3回を限度とする。			
	市内に事業所等を有しない中小企業等による新増設	正規雇用者3人純増		3,000万円以上						
	市内に事業所等を有する大企業による新増設	正規雇用者10人純増		10億円以上						
	市内に事業所等を有する中小企業等による新増設	常用雇用者3人純増 雇用維持+付加価値額4%/年の増加		3,000万円以上						
その他市長が認める業種（「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市ビジョン」における圏域全体の経済成長のけん引に向けた課題解決に資する事業で鳥取市経済観光部が所管する事業）	市内に事業所を有しない大企業・中小企業等による新増設	なし		1億円以上		・投下固定資産額×10/100 ・初年度賃借料×50/100		なし		
	市内に事業所等を有する大企業による新増設			3,000万円以上						
ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業	市内に事業所を有しない中小企業等による新増設・大企業による新増設	正規雇用者5人純増		3,000万円以上					・投下固定資産額×10/100（新市域で事業を行う場合、補助率20/100） ・初年度賃借料×50/100（新市域で事業を行う場合、補助率100/100）	なし
	市内に事業所等を有する中小企業等による新増設	常用雇用者3人純増		3,000万円以上						
情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業又は※コールセンター業	新設・増設 ※コールセンター業については、過去に本補助金の指定を受けたことのある企業に限る。	常用雇用者20人純増		3,000万円以上						なし
農業	会社法人が農業を行うための新増設	常用雇用者1人純増		1億円以上						

- 備考 1 付加価値額算定に含まれる人件費とは、次の各項目を全て含んだ総額とする。
 ①売上原価に含まれる労務費（福利厚生費等（退職金は除く。）を含んだもの。）、②一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費等
- 2 付加価値額算定に含まれる従業員数とは、付加価値額算出を行う期末の常用雇用者とする。
- 3 付加価値額とは、次の2点とする。伸び率は、投資効果が図れる年度（比較年度）とその前年度（基準年度）を比較する。なお、これらによりがたい場合は、市と別途協議を行うものとする。
 ①付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費、②一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数（小数点以下第2位を四捨五入）
- 4 発注額とは、製品製造にかかる市内企業への発注、運送費及び製造工程に必要とされる備品購入等で一社あたり年間50万円以上の発注額とする。（契約、納入、支払に関する書類の写しの提出が必要）
- 5 発注額については、1年毎交付申請を行うものとする。尚、補助金額は第4欄の適用外とする。
- 6 第6欄及び第7欄で算定された額の和について1,000円未満の端数を切り捨てた額を補助金額とする。
- 7 第1欄道路貨物運送業は、市内に本店又は事務所を有しない事業者については、製造業における生産工程又は生産管理と密接に関連した事業であって、市内物流事業者の経営に重大な影響を及ぼさないものに限る。

別表2（第4条、第6条、第8条関係）

1 補助対象業種	2 補助対象事業区分	3 所定内賃金確認期間（※1）における平均所定内賃金増加要件	4 所定内賃金確認期間における所定内賃金総額の1か月平均額（※3）の維持要件	5 投資額要件	6 補助内容	7 補助限度額
製造業	中小企業等経営強化法（令和3年6月16日施行）に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた市内に事業所等を有する中小企業等による増設	<p>所定内賃金確認期間における平均所定内賃金（※2）が前年同期間と比較して2.0%以上増加</p> <p>ただし、所定内賃金確認期間と前年同期間とで常用雇用者数が純増している場合においては、純増した者について算定から除外することができる。</p> <p>この場合において除外した者については、第4欄での算定時にも除外する。</p>	<p>所定内賃金確認期間における所定内賃金総額の1か月平均額が前年同期間と比較して減少していないこと。</p> <p>ただし、所定内賃金確認期間と前年同期間で常用雇用者数が減少している場合、事業完了から遡及して1年間分の常用雇用者に対して、受講させた研修（※4）の費用（※5）を所定内賃金総額の1か月平均額に加算することができる。</p>	1,500万円以上	<p>先端設備等導入計画に記載のある設備及び当該設備の設置に必要な建屋に関する投下固定資産額×1/4</p> <p>指定日から事業完了までに支払った先端設備等導入計画に記載のある設備についての賃借料×10/10（最大15か月分）</p>	2,500万円
		<p>所定内賃金確認期間における平均所定内賃金が前年同期間と比較して3.0%以上増加</p> <p>ただし、所定内賃金確認期間と前年同期間とで常用雇用者数が純増している場合においては、純増した者について算定から除外することができる。</p> <p>この場合において除外した者については、第4欄での算定時にも除外する。</p>			<p>先端設備等導入計画に記載のある設備及び当該設備の設置に必要な建屋に関する投下固定資産額×1/3</p> <p>指定日から事業完了までに支払った先端設備等導入計画に記載のある設備についての賃借料×10/10（最大20か月分）</p>	5,000万円
		<p>所定内賃金確認期間における平均所定内賃金が前年同期間と比較して5.0%以上増加</p> <p>ただし、所定内賃金確認期間と前年同期間とで常用雇用者数が純増している場合においては、純増した者について算定から除外することができる。</p> <p>この場合において除外した者については、第4欄での算定時にも除外する。</p>			<p>先端設備等導入計画に記載のある設備及び当該設備の設置に必要な建屋に関する投下固定資産額×1/2</p> <p>指定日から事業完了までに支払った先端設備等導入計画に記載のある設備についての賃借料×10/10（最大25か月分）</p>	7,500万円
<p>備考</p> <p>※1 「所定内賃金確認期間」とは、規則第4条に規定する申請の直近の給料日を含め、前6か月分の給料日を含む期間とする。</p> <p>※2 「平均所定内賃金」とは、所定内賃金総額を常用雇用者数で除すことで算定した常用雇用者1人あたりの所定内賃金の1か月平均とする。</p> <p>※3 「所定内賃金総額の1か月平均値」とは、所定内賃金確認期間に支給した所定内賃金総額の1か月平均とする。</p> <p>※4 「研修」とは、中小企業大学校・鳥取職業能力開発促進センター・鳥取県産業振興機構・鳥取県産業技術センター・鳥取県立産業人材育成センターでの研修とする。</p> <p>※5 「費用」とは、研修の受講料・教材費・宿泊費・公共交通機関の運賃のうち、企業が負担した費用を指す。</p> <p>※6 第6欄で積算された額の和について1,000円未満の端数を切り捨てた額を補助金額とする。</p>						

別表3（第4条、第6条、第8条、第9条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業区分	3 雇用要件	4 投下固定資産額 (※3)	5 補助率	6 補助限度額	7 指定回数制限
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を建設し、専らデータセンター事業者に対して賃貸する事業(※1)	新設 増設(※2)	なし	10億円以上	投下固定資産額 ×1/10	2億円	—
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を自らが所有して行うデータセンター事業		常用雇用者 3人純増				1回
データセンター事業の用途に供する施設等を賃借して行うデータセンター事業		常用雇用者 2人純増	5億円以上 (ただし、償却資産に限る。)	投下固定資産額 ×1/10 (ただし、償却資産に限る。)		
<p>備考</p> <p>※1 建設した施設においてデータセンター事業者が1社以上入居した実績があること。</p> <p>※2 施設及び償却資産等の更新にとどまる事業を除く。</p> <p>※3 第2条第3号エに定める費用を除く。</p>						